

# 錯覚する税

三木 義一が税の誤解を解きほぐす!

三木 義一 MIKI Yoshikazu

大学法学部教授・法学部長。博士（法学）。専門：税法。一場大学大学院修了。日本大学助手、静岡大学教授、立命館大学・同大学院教授を経て、2010年より青山学院大学教授。趣味は花や昆虫の撮影、「おもしろ写真」の作成。

※題字と写真も三木先生の作品



## 法人税って高いのか？

### 〔1〕法人税率割引合戦

昨年末に示された平成27年度税制改正の柱は「法人税率の引き下げ」でした。現在34%程度の税率を、何とか20%台にするために二段階で税率を引き下げようというものでした。

政府はどうしても、法人税率割引合戦に参加したいようです。2003年にアイルランドが法人税率を一気に12・5%に引き下げて、各国の企業を誘致したことから割引合戦が始まっています。読者の皆さんも参加すべきだと思いますか？

税率を決めるのは国家の専権なので、いくらにするかは国家の自由だとアイルランドは主張しています。そうなんですよね。昔、こんな議論がありました。所有権は絶対であって、所有物をどう使おうが所有者の自由だ、という議論です。でもこの議論は今日では通用しません。自分の家で所有物を利用して、周りに迷惑をかけたいたら、制約を受けるからです。それと同じではない

でしょうか？他国より低い税率を意図的に導入して、他国の企業を誘致するのは、他国の課税権を侵害しているともいえます。

これに対して、このような競争こそが適正な社会を形成するのだ、という反論もありそうですが、このような競争を放置していると、税金は誰が負担することになるのかも考えみるべきでしょうね。割引合戦で勝つためには、一番低いのがいいわけですから、最後は法人税率ゼロにすることに なります。そうすると、法人税による税収がなくなりますから、所得税率を上げようとする、富裕層が国外に逃げるからダメだ、ということになります。結局、税金は、その国を離れることができない庶民が出し合っていくしかないことになりませんか。OECD（経済協力開発機構）はこのような競争を「有害な税の競争」とよんでいます。

### 〔2〕本当に高いのか？

ところで、税率自体は確かに高

しなればならない税制に移行することも示唆しています。

### 〔4〕法人税のパラドックス

安倍首相は「法人税のバラドックス」を信じているようです。経済財政諮問会議などではこのパラドックスを前提に税率引き下げ論が検討されているからです。このパラドックスとは「法人税率を引き下げると、経済成長が起これ、税収の自然増が生じる」という議論で、アイルランドやイギリスの例がよく指摘されます。私は、これは引き下げにより、一時的に外国企業が移動してくる効果に過ぎないのではないかと推測していましたが、実はもともと単純なことであることがわかりました。パラドックスを主張する人たちは、税率を下げた国のデータだけを示して、税収が上がっていると言っているだけなのです。税率を引き下げた国だけのデータを見ると、実は税収がもつと上がっていたのです。要するに、景気が良くなって税収が上がっていただけなのに、税率を引下げた国だけを取り出して説明すると、あたかも税率引き下げの効果のように錯覚させることができる、

うですが、日本の法人税負担は本当に高いのでしょうか？実は、日本の税制には、租税特別措置法というものがあって、この法律で様々な特別措置を導入しています。法人に対する軽減措置が実に多くあるのです。ですから、本当の法人税負担の割合というのは、よくわからなかったのです。私は、企業に対する軽減措置が非常に多いので、実際は半分ぐらいではないかと推測していました。ところが、昨年6月に財務省がついにその実態を公表しました。自民党政府が本気で法人税率を切り下げようとしていることに危機感を感じたせいかもしれません。掲載した表を見てください。しかも、その内容も驚くべきものでした。掲載した表を見て下さい。その「課税ベース」の欄が重要です。課税ベースというのは、法人の所得のうち、実際に法人税の対象になっている割合のことです。日本の場合、なんと約32%だけです。日本の場合、なんと約32%だけです。法人が100の所得を得ても、そのうちの32だけが法人税の

対象になり、その32に34%の税率が適用されているということ。ですから、実際の負担率は所得の10・9%に過ぎないともいえるのです。税率が低い国の課税ベースを見てみると、日本よりも高いので、実際の負担割合は日本より高いといえるかもしれません。

今回の税率引き下げのために、それをカバーできる代替財源を見つけねばなりません。そこで、配偶者控除を廃止するか、スマホ税や、パチンコ税、独身税などを導入するか、様々な珍税案が議論さ

### 法人税収のGDP比の内訳（2010年）

法人税収のGDPに占める割合は、日本が他国と比べて特に高いわけではない。日本の法人税率が高いという批判があるが、税収を構成するもう一つの要素である課税ベースは極めて狭い。

$$\frac{\text{法人税収(国・地方)}}{\text{GDP}} = \frac{\text{国・地方を合わせた法人税率}}{\text{課税ベース}} \times \frac{\text{課税ベース}}{\text{法人所得}} \times \frac{\text{法人所得}}{\text{GDP}}$$

	国・地方を合わせた法人税率	課税ベース/法人所得
日本	39.5%	31.9%
アメリカ	39.2%	49.3%
イギリス	28.0%	63.4%
ドイツ	30.2%	48.9%
フランス	34.4%	47.0%
中国	25.0%	52.4%
韓国	24.2%	61.2%



### 〔3〕法人赤字割合

なお、法人税率が高いといっても、そもそも法人税は所得課税ですから、所得に利益がなければ課税されません。一体、法人の中で法人税を負担している企業の割合はどのくらいなのでしょう。紙数の

関係で表を掲載できませんが、平成24年度分の法人数約253万社のうち黒字法人は29・7%程度です。残りの70・3%の企業は赤字法人で、この割合はここ数年変わっていません。すると、法人税を払う企業というのは約3割の優良企業なんです。負担能力のある企業なので負担してもらおうということなのです。今回の改正は、こういう企業の税負担を減らして、赤字でも負担

というデータの使い方でした。データ自体は嘘ではないのですが、その使い方は方策では誤認を招くということですね。

### 〔5〕法人税って本当に何だ？

最後に、法人税って誰に対する税金なのでしょうね。アメリカのように法人自体に課税するのだという思想もありますが、ヨーロッパや日本の法人税は会社を支配している株主の所得税の前取りだ、という思想でできています。そうすると、株主は法人税分を払った上で配当を受けているのだから、そのまま所得税を課税すると二重課税になってしまう。所得税のところでは法人税分を引くための配当控除を設けているのはそのためです。

法人の株主はだいたい富裕層ですね。富裕層の所得税の前取りが法人税で、その法人税負担を下げるのであれば、富裕層の所得税率は引き上げてもらおうですね。配当などについては軽減措置がいろいろあるため、所得が1億円を超える税負担が安くなっているのが実情です。あなたが首相だったら、どうやって財政再建をするか、一度考えて下さいね。